

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和5年度)

施設の名称	宮城県第二啓佑学園
指定管理者の名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施設所管部課(室)	宮城県保健福祉部障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
～ 平成18年3月	管理委託	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成18年4月～平成23年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成23年4月～平成28年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成28年4月～令和3年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
令和3年4月～令和8年3月	指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5か年)	
募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	宮城県第二啓佑学園	
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号	
設置年月	平成14年4月	
根拠条例等	障害者支援施設等条例	
設置目的	知的障害の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。	
施設の内容	敷地面積	m ²
	構造	鉄筋コンクリート造
内容	入所棟	
開館(所)日	通年	
開館(所)時間	午前時分～午後時分	
指定管理者が行う業務の範囲	(1)施設運営の基本的事項 (2)施設の管理運営体制の整備 (3)内部チェック体制 (4)建物・設備棟の保守管理 (5)利用者の生活環境等の確保 (6)苦情解決体制の整備 (7)自己評価及び自己点検体制の整備 (8)職員の確保と職員資質向上 (9)事故発生時の体制の整備 (10)防災防火体制の整備・充実 (11)施設利用者処遇等	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前年度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	19,878 人	18,784 人	17,772 人	89.4%	94.6%

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前年度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
生活介護	7,800 人	7,780 人	7,371 人	94.5%	94.7%
施設入所支援	10,980 人	10,950 人	10,354 人	94.3%	94.6%
短期入所	1,098 人	54 人	47 人	4.3%	87.0%
合計	19,878 人	18,784 人	17,772 人	89.4%	94.6%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(単位:千円、%)					
項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和5年度) (A)	前 年 度 (令和4年度) (B)	評価対象年度 (令和5年度) (C)		
(1) 収入					
県指定管理料	237,411	218,514	226,828	95.5%	103.8%
利用料金収入	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	-	-
収入計 (a)	237,411	218,514	226,828	95.5%	103.8%
(2) 支出					
人件費	162,436	143,048	152,687	94.0%	106.7%
施設管理費	28,855	28,902	26,494	91.8%	91.7%
事業運営費	32,195	30,872	32,149	99.9%	104.1%
その他(処遇改善費)	13,925	10,568	12,498	89.8%	118.3%
支出計 (b)	237,411	213,390	223,828	94.3%	104.9%
(3) 収支					
収 支 (c)=(a)-(b)	0	5,124	3,000	-	58.5%
前期繰越収支差額	108,468	103,344	108,468	100.0%	105.0%
次期繰越収支差額	108,468	108,468	105,468	97.2%	97.2%

6. 評価対象年度(令和5年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針と、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた必要な帳簿等を作成し、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努め、職員の人材育成にも取り組みました。 1 施設内研修(支援技術研修等)22回 2 法人内研修(階層別研修等)9回 3 外部研修(サビ管研修等)8回 4 福祉QC活動内部発表会1回	宮城県社会福祉協議会の経営理念及び経営方針に基づき、運営の基本方針と、年間の事業計画を策定するとともに、法人の諸規程に基づいた会計処理を行い、適正な施設運営を行いました。また、年度協定における人員配置計画に基づく必要職員数及び有資格者の確保・配置に努めました。 更に各種研修の実施、参加を奨励し、人材育成にも努めました。 人材確保の取り組みとして採用試験の複数回実施、職場説明会の開催、新たな求人サイトの活用などを行ってきました。	A	Web研修を活用するなど積極的に参加することにより人材育成を行っている。 人材確保の取組としては、新聞の折込や求人サイト等の活用の他、法人内の別施設と併せて求人を掲載するなどの工夫を行うことで積極的に求人活動に取り組んでいるものの、職員数が事業計画値である31名を満たしていないため、計画値達成に向け、更なる人員配置が求められる。	B
人員体制	正規 21人 非正規 7人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定管理施設に関する委託契約に基づき、消防設備保守点検等14の業務について保守点検を実施し、建物及び施設の適正な保守管理に努めました。また、自主点検を毎月実施しました。	建物や設備については、業者の定期的な点検を実施し、部品の交換や修繕を行うとともに、職員も常に建物内に、破損や危険箇所がないかどうかの確認を行いました。 建物内の清掃は、専門の業者に委託し、清潔で快適な環境を利用者に提供しました。	A	定期点検や毎月点検等を確実に実施することで、施設内設備の破損等を発見し、対応することができている。また、施設の課題に対応した設備の導入を検討することで、施設運営の改善に取り組んでいる。 消防設備の保守等、専門的な事項については業者に委託し、適切に管理されている。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	1 利用者の状況 (1)施設入所支援 利用延べ人数 10,354人 (2)生活介護 利用延べ人数 7,371人 (3)短期入所 延べ利用人数 47人 2 利用者の地域移行に向けて、生活体験の拡充を実施しました。	1 (1)(2)多くの利用者が自閉症または自閉的傾向を有しており、こだわりが強い特性が見られるため、支援する職員の技術向上と利用者の対人関係の調整を図り、社会体験を取り入れながら、地域生活移行を目指した支援に努めました。 (3)短期入所事業は、主に女子棟において相部屋が難しい特性を持っている等の理由により、利用を断らざるを得ない状況があり、目標値には及びませんでした。 2 地域生活についての理解と意欲助長のため、グループホーム等の見学・体験利用を実施しました。その結果2名の方がグループホームへの移行ができました。その他2名が船形の郷に施設移行され、啓佑学園の高校3年生4名を第二啓佑学園で受け入れることが出来ました。 地域への外出を増やし、社会体験と生活の拡充を図りました。	A	長期入所事業については、前年度ほぼ変わらず高い利用率となっており、新規入所についても啓佑学園から利用者を受け入れている。 短期入所事業は、障害特性上、個室対応が必要な児童や性別等により受入ができなかった事例もあったことから居室の運用方法の見直しなど安定した利用者受入に向けた取組が求められる。 施設からの移行については、各利用者の特性に応じた支援計画の作成や利用者の家族への丁寧な説明、関係機関との密な調整による施設等の見学・体験利用等の実施により、目標値の2名を大きく上回る4名の移行を果たしている。	A
④自主事業の実施					
⑤利用者サービスの向上	1 利用者サービスの向上のため、法人としてサービス向上ワーキング部会、権利擁護ワーキング部会等を設置し、利用者の権利擁護を推進しました。 2 施設障害福祉サービス計画書に沿った支援を行うことで、生活の質の向上を図りました。 3 福祉QC活動の推進により、業務改善の推進を行いました。 4 「けいゆうだより」広報誌 年4回発行 各係だより 年4回発行 5 県中央地域福祉サービスセンタのホームページに、施設概要や四季折々の情報、行事実施の掲載をしました。 6 福祉工房による第三者サービス評価を実施し、より良い利用サービス提供に努めました。	1～2 障害者に対するケアマネジメントの理念と援助技法に基づき、個別支援計画を作成し、利用者個々のニーズに即した支援を展開しました。 3 福祉QC活動として「口腔内のトラブルをなくそう」をテーマに協力医療機関である中條先生のアドバイスを頂き、利用者様の歯磨きの仕方について学び、職員に周知するため会議を行い、実践を通して学びを深めました。 4～5 「けいゆうだより」を発行し、関係各所に配布し、ホームページ等で情報更新を行いました。 各係から「係だより」を年4回発行し行事や外出等日常の生活の様子を、ご家族にお知らせしました。 6 法人の第三者サービス評価規程に基づき外部による第三者施設サービス評価を実施し、より良いサービスの提供に努めました。	A	各種部会等を立ち上げて職員の意識向上を図り、利用者の権利擁護を推進している。日々の支援を通し、入所支援計画の作成・見直しを実施し、利用者の特性等に合わせたサービスの提供を実施している。 福祉QCでは、協力医療機関と連携し口腔ケアの方法について確認を行い、その方法を施設内の会議を通し職員へ周知することで日々の支援に反映し、また実践を通して学びを深めている。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	指定管理契約に基づく相談窓口の「利用者の声」を設置、及びなんでも相談規程に基づく相談窓口を設置しました。また第三者委員を配置しておりますが、第三者委員が対応した案件はありませんでした。 ・苦情件数 0件 ・要望件数81件	利用者の声は81件の実績があり、自治会や第二啓佑会議で利用者の声を聞き要望に応えています。面会時や保護者会の会合時、また来園が困難な方には文書で利用者支援に関する苦情解決や、なんでも相談に関するシステム、及び相談窓口の担当者についてお知らせしました。	A	「利用者の声」を設置することで、より多くの要望を集約し、可能な限り実現させる努力をしている。 保護者からの要望についても、保護者会を開催し集約した。また、面談や電話等を活用し、個別に要望の聞き取りを実施している。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
⑦安全対策	1 ライフラインの設備点検と緊急時のライフラインの確保を目指しました。 2 毎月施設内外の安全点検を点検票により実施しました。 3 地震や火事想定避難訓練を毎月実施しました。 4 総合防災訓練については、新型コロナウイルス感染症予防のため地域住民の参加はありませんでしたが、規模を縮小して年2回実施しました。 5 消防設備器具自主点検を、年12回実施しました。 6 危機管理計画に基づく緊急時行動計画を職員全体に周知徹底を図りました。 7 ヒヤリハット体験報告及び事故報告に関し、原因を究明するとともに、再発防止に取り組みました。 ※ヒヤリハット報告32件、事故報告2件 8 不審者対応策として、11月に研修を行いました。 9 救命救急の実践講習を1回行いました。 10 感染対策(コロナ・インフルエンザ等)について感染者発生による対策を講じました。	1～6 災害等に関しては、定期的に避難訓練、設備点検を実施することにより、利用者や職員の危機管理意識が高まりました。 7 ヒヤリハットや事故報告については、事例として各係で協議して、原因究明と再発防止に向けた取組みを実施しました。定期薬の適正な管理等、誤薬防止を重点的に取り組みました。更に、協力医療機関との連携、及び嘱託医による定期的な園内診察により、利用者の健康管理に努めました。 8 不審者対応策で、宮城県警備業協会・警察署に在所していただき11月に研修を行いました。 9 消防署に来ていただき、救命救急実践講習を1回実施しました。 10 感染症予防の園内研修では、感染予防の基本的な事を学びマスク着用にて対応してきました。 新型コロナウイルス・インフルエンザ感染予防としてガウンテクニックの習得、換気、消毒等必要な対策を講じ、感染拡大防止に努めました。	A	消防計画に基づき、定期的な防災訓練を行っているほか、消防設備の点検が適切に行われている。また、警察署から講師を招いての研修・訓練を行うなど、防犯対策に取り組んだ。 ヒヤリハット体験の報告・原因分析を事細かにし、職員間で情報共有することによって、事故の未然防止に努めている。 感染症予防については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行後も医療機関と連携しながら、必要な感染対策を継続して実施していることが確認できた。	A
⑧県民の平等利用	他の社会福祉施設では支援が難しい障害者の受入れや緊急時の受入れ対応など、県民のニーズに応えるための県立施設として運営に努めました。	入所調整にあたっては、各関係機関と連絡調整を図り、公平に実施しました。 短期入所では、初めて利用する方や他施設での対応が難しい方を積極的に受入れました。	A	新たな利用者の受入れにあたっては、関係機関と連絡調整を行い、公平に実施されている。 短期入所では、障害特性や性別等を鑑み、対応可能な範囲で新規利用者や他施設で対応が難しい利用者を受け入れている。	A
⑨個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき、会議や施設内にプライバシーポリシーを掲示すること等で個人情報の適正な管理に努めました。 また、プライバシー保護の観点から「県中央地域福祉サービスセンタープライバシー保護の心構え」を作成し、職員で読み合わせを行い、周知し業務に従事しました。	法人で定めている個人情報保護規程を遵守しています。個人が特定される情報の管理や、ケース会議等における職員の発言等、日頃から十分に喚起し、個人情報には配慮して業務に従事しました。	A	法人で定めている規定を遵守しており、その規定に基づき、個人情報の適正な管理がなされている。 第三者評価の評価内容を踏まえ、県中央地域福祉センタープライバシーの心構えを作成し、利用者サービスの向上に努めている。	A
⑩利用実績	1 利用者の状況 (1)施設入所支援 利用延べ人数 10,345人 (2)生活介護 利用延べ人数 7,371人 (3)短期入所 延べ利用人数 47人 2 利用者の地域移行に向けて、生活体験の拡充を実施しました。(外出、外食、共用部の掃除等)	1 利用者の状況 施設入所支援 延べ 目標値 10,980人 実績値 10,354人 目標値に対する達成度(利用率)94.5% 生活介護 延べ 目標値 7,800人 実績値 7,371人 目標値に対する達成度(利用率)94.2% 2 社会体験として、調理実習のほかにも外出、外食、共用部の掃除を行いました。	A	入所利用者が固定化しており、生活介護事業、施設入所事業の利用率は高い状況にある。 生活体験は、施設からの移行に向け、新型コロナウイルス感染症蔓延時に実施できていなかった外食等の外出や共用部の掃除を行うなどの対応を行っている。	A
⑪収支実績	上記5の管理運営収支実績のとおり。	上記5の管理運営収支実績のとおり。	A	会計・経理事務を適正に執行し、概ね適正な収支実績となっている。	A
⑫その他の取組	1 関係機関との情報交換を密にし、地域移行の推進を行いました。 2 食事サービスとして、栄養ケアマネジメントによる健康状態の維持の他、オーダーメニューや季節感のある献立の提供を実施しました。 3 環境に配慮した取り組みの推進しました。 4 障害者就労支援施設などからの物品調達を行いました。 5 利用料の徴収を実施しました。 (1)自己負担額 13,322,831円 (2)介護給付費 156,886,562円 6 福祉人材育成としての実習生の受入れ・保育実習 5校9人	1 地域移行の取組として、相談支援事業所や保護者と連携を図り、現状について報告しました。 また、支援計画書作成にあたりご家族と面談を実施し、グループホームへの移行の確認を行い、希望のある家族にはグループホームの情報提供や、見学等実施し、2名が地域移行することが出来ました。 2 食事に関して、管理栄養士により健康面に配慮した栄養バランスのとれた食事を提供しました。また、利用者の要望に応えお楽しみメニューや調理体験を通じて食育活動を展開することができました。 新型コロナウイルス感染が5類となり、感染防止に努めながら、外出の機会を増やし、外食や社会体験を増やしました。 3 外気温に応じた冷暖房の使用や、ごみの分別、用紙の有効利用等、エコ活動に取り組みました。 4 障害者就労支援施設等5事業所から約55万円の物品等を調達しました。 5 上記実績のとおり。 6 保育実習に関して感染予防に努めながら、実習生を受け入れました。	A	地域移行に向けた取組として、施設内の各部署が連携しながら事業所見学や移行に向けた計画を作成することや関係機関との進路会議等を行うことで、関係機関における連携体制の強化を図っている。 食事に関して、施設内の栄養士が連携し、栄養ケアマネジメントによる健康面に配慮した食事の提供や利用者の声で挙げられた要望を踏まえ、お楽しみメニューとして提供するなど栄養バランスのほか食事の楽しみが感じられるような工夫を行っている。 障害者就労施設等からの物品調達は随時実施し、物品調達のみならず、除草作業の役割サービスの調達も実施している。	A
総合評価		運営面については、指定管理料を基本とした予算により適正に執行するとともに、県有財産の管理も適正に行うことができました。 利用者への支援については、施設障害福祉サービス計画に基づいた支援を実践しました。 地域移行については、施設利用が長期化している重度の利用者に対し、グループホーム見学、体験利用を行い、地域移行の推進に取り組みしました。 短期入所については、セーフティネットの役割を持つ県立施設として、関係機関からの相談を受け、他施設では対応が難しいケースの受入れを行いました。	A	施設の管理運営や、利用者へのサービスの提供については、事業計画に基づき適切に実施されていると認められる。 利用者への移行支援については、施設として適切なアセスメントに基づく移行に関する計画の作成や関係機関との粘り強く継続した調整によって、目標値である2名を上回る4名が移行することができ、取り組みが強化され実績に結びついていることが確認できた。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・第二啓佑学園では、障害程度区分が高く、日常生活動作も難しい利用者が多いため、地域移行が難しい状況です。 ・車椅子を使用する利用者が増えてきており、本施設が身体障害に対応した造りではないことから生活環境の調整が難しいため、身体特性に合った施設(身体障害者施設含む)への移行検討が必要です。 ・現在の配置職員は若年層の職員の割合が高いことから、利用者本位の質の高いサービス提供するため、各種研修など支援技術の向上に努める必要があります。 	<p>利用者が固定化している現状を踏まえ、入所者の自立訓練を継続的に実施することに加え、他事業所や関係機関との情報共有を密に行うことで、移行が難しいと思われる利用者についても、粘り強く地域移行に向けた取り組みを今後も継続的に実施する必要がある。</p> <p>人員配置に関して、事業計画における配置人数を満たしていないため、支援の難しい利用者に対応することができるよう、更なる人員配置に向けた人材確保の取り組みが求められる。また、利用者本位の質の高いサービスを提供するため、職員の計画的な研修の受講により専門性の向上が求められる。</p>